# 上田市長が 「自治基本条例」を解説



市民自治の考え方をあらためてお聞かせく ださい。

市長「まちづくり」とは、施設や道路の整備だ けではなく、事例のような地域の主体的な取り 組みも含めた「公共的な活動全般」を言います。

市が掲げる市民自治とは、「とよひらおそう じ隊」の過程と同様、札幌のまちづくりに関す る事柄を、市民が自分たちのこととして考え、 決定し、行動することなのです。

─市民が、市が担うまちづくりに関する事柄 も決められるのですか?

市長市政においては、市長や市議会議員を選ぶ のが、最も基本的な決定といえるでしょう。ま た、条例や重要な計画の決定に際しては、事前 に市民が意見できる機会を設けています。敬老 パスの見直しや市電の存廃など政策的な課題も、 市民議論を中心に方向性を決めてきました。

こうした市民を主体とするまちづくりの枠組 みを定めるのが「自治基本条例」です。

自治基本条例 市民、議会、行政の共通ルールとして、 市民参加や情報共有など「まちづくりの基本原則」を 定める条例。現在、全国で約40の自治体が制定している。

#### -どうして条例が必要なんですか?

市長多様な価値観を持つ187万人の市民がまち づくりに参加するには、共通のルールが必要。 それを、誰もが知り得る条例という形で明らか に、また確かなものにするのです。

## 制定はいつごろに?

市長市民会議からは、年内に最終提言をいただ き、それを基に市が条例案を作成します。市民 意見の募集、市議会での審議を経て、18年中に は制定したいと考えています。

#### 最後にメッセージを。

市長「市民による、市民のためのまちづくり」 を進めていくにはどうしたらいいのか、今一度、 皆さんも一緒に考えてください。特集を読んだ 感想や意見をお待ちしております。

## ご意見はこちらへ

## 【送付先】

市民まちづくり局区政課市民自治担当 〒060-8611 中央区北1西2市役所内 FAX 218-5156

Ex-\(\mu\) kusei@city.sapporo.jp ※住所・氏名・年齢・電話番号を記入してください。

## 政

## 平区役所

基本的な住民サービスの窓口 となる区役所では、業務の枠を 超えて、職員の地域活動への 参加を事業化しました。



11 清 掃 務 所 今回は、美園・平岸・南平 岸の"まちセン"が地域と の橋渡し役を担いました。 美園

まちづくり センタ・

地域のまちづくり活動 の拠点として、市内に 87カ所設置。地域の 主体的な取り組みや ネットワークづくりを支 援しています。

> 地域への 情報提供を依頼

呼び掛け

ごみの回収

地域の 皆さん

具体的な 行動に発展



## 月寒公園の大そうし

当日は生徒、地域の皆さん、区役所職員、計250人が参加。 公園内のチェックポイントを回り、クイズ形式で環境問題についても学びました。



交流が 進む!

地域の 信頼関係が 高まる!

通りでいます ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ という確かな手 をという確かな手 をという確かな手 進を 力が鍋 ――上田市皇出土 活発地 め通 の骨回なたなど じ ま て、 亩 域 とな セ 『長も「タウント」出すことができるは が つ たん いをお願 ス 地 との 域

の地域に目が向く では対に目が向く では、市役所全本ででは、かな手応えがあい。 では、一つでは、1000円では、10000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、100 のコミュニ です O対 61 皆さ はずで よケ 大切 を 1 ま 7 ん 積 ク り し 回り 百 が市民 ナション にね を な た ま 極 ŋ など ! 地

→条例の検討内容や制定の動きなどを詳しく知りたい方は、 市民自治HP(www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/)をご覧ください。